

NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

日本貿易保険 2009年度報告書



■ 理事長からのメッセージ



2009年度のアニュアルレポートの発行にあたり、日本貿易保険（NEXI）に対する皆様からの日頃のご理解とご支援に心より感謝申し上げます。

2008年9月のリーマン・ショックは、それまでの非常に安定していた国際的な経済情勢を一変させました。インターバンク市場での資金調達難と世界的な株価暴落は、国際金融市場の混乱を招き、その結果、日本経済にも深刻な影響を与えました。2009年2月には、我が国の輸出総額は対前年同月比で49.4%減少する事態となりました。

2009年4月に英ロンドンで開かれたG20金融サミットにおいて、日本政府は今後2年間で総額220億ドル規模の追加的な支援を行うことを約束しました。これを受けて、NEXIは2年間で160億ドルの追加的な貿易金融支援を行うこととしました。

このように2009年度は、国の無限の信用力を背景とする貿易保険の提供を通じて市場の安定化機能を果たすNEXIの役割に対する期待がこれまでになく高まった時期でした。

貿易保険を一層ご活用いただき、我が国企業の国際的な事業活動を支援するために、2009年度も間断のない取組みを進めてきました。2009年4月には、我が国企業の国際的な事業活動を促進するために、海外支店による取引やストックセールス形態の取引について貿易保険の対象を拡大することになりました。続いて2009年12月には、日本政府の緊急経済対策を受けて、我が国企業に対する特に貿易金融面からの支援として、バイヤーズクレジットに対する付保率の引き上げや貿易保険の付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進策を実施しました。海外日系子会社の事業活動に対する

資金的支援については2009年度には約5000億円の引受を行ないました。

また、いち早く今回の金融危機から脱却し成長力の著しいアジア各国との連携を強化しています。2009年度は新たにタイ輸出入銀行との再保険協定を締結しました。アジアECA特別会合に参加することでアジア各地域のECAのトップとの交流を深めるとともに、アジア各地域のECAで働く職員を研修生として日本に招いて研修を実施しました。

さらに、アジア地域のみならず、官民の貿易保険に関わる組織の集まりであるベルン・ユニオン会合への参加などを通じ、世界各国の海外関連組織との連携強化にも努めています。その一環として、2009年度はロシア開発対外経済銀行やベラルーシ銀行と新たに協力のための覚書（MOU）を締結しました。

重点的戦略分野への支援として、今後5年間で70兆円規模の需要が予想されるアジアインフラ整備の促進のために2兆円の貿易保険特別支援枠を設けました。政府の重点政策である、資源・エネルギーの安定供給確保に引き続き積極的に取組むとともに、航空機や原子力といった我が国にとって重要なセクターに対する支援を実施しました。また、中小企業の国際展開支援を引き続き実施しています。

持続可能な社会の実現に向けて、2009年度は地球環境保険で5件の引受を行ないました。また、2009年10月には新しい環境社会配慮ガイドラインを施行しています。

また、貿易保険をご利用される方々のために各種セミナーを実施することにより積極的に情報提供を行なっています。

今後の成長が見込める海外の市場への進出を視野に入れた我が国企業の事業展開は日本経済の成長のためにはますます不可欠なものとなっています。NEXIは、海外市場に積極的にチャレンジする企業を応援してまいります。今後とも、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2010年7月

理事長 鈴木隆史

目次

■ 理事長からのメッセージ	01
■ 2009年度主なトピックス	03
■ 2009年度の業務概況	09
■ 業務実績	17
■ 主な引受プロジェクト	21
■ 2009年度決算報告	29
■ 第三期中期計画	35
■ お客様憲章	37
■ 法人概要	39

本報告書の計数について
計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は、内訳の合計に一致しないことがあります。
また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字の無い場合は「-」で示しています。
貿易保険事業にかかる計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。



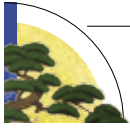
NEXI ミッションステートメント

経営理念

NEXIは、対外取引において生じる通常の保険によって救済することのできない危険を保険する事業を、常に市場の変化を先取りしてお客様のニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的に実施することを通じて、我が国経済社会に貢献します。

経営方針

1. NEXIは、独立行政法人として公共上の見地から事業を行なっていることを自覚し、事業を通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目指します。
2. NEXIは、常にお客様中心主義にたち、専門性の向上により質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上と強い信頼関係の構築を目指します。
3. NEXIは全ての経済資源を有機的に活用し、引受リスクの量的・質的拡大に取り組み、的確なリスク管理を通じて利益の増大を実現し、長期的な発展を目指します。
4. NEXIは、人材の育成と職員の自己研鑽を進め、職員の多様性を活かし、自由闊達で活力のある、社会に誇れる職場の形成を目指します。



2009年度 主なトピックス

世界金融危機に対して、迅速かつ責任ある対応を行っています。

危機脱出に向けた国際的なコミットメント

世界的な金融危機による信用の収縮は、とりわけ途上国における貿易金融の円滑な供給に大きな悪影響を及ぼしました。こうした状況において、各国の輸出信用機関(Export Credit Agency: ECA)には、その機能を最大限に発揮して、途上国をはじめとした貿易金融円滑化に貢献することが期待されています。そこで、日本政府は、通常の短期貿易金融支援に加えて、2年間で総額220億ドル規模の追加的な支援を行うことを、2009年4月に英ロンドンで開催されたG20金融サミットの場において約束しました。

NEXIは、バンクローンの活用や債権流動化等の対策も講じつつ、短期の貿易保険の引受を強化することにより、この220億ドルのうち2年間で少なくとも160億ドルの追加的な支援を行うことを公表しました。

これを受けて、2009年6月、NEXIは韓国産業銀行(KDB)との間で貿易金融ファシリティに関する協議を行うことについての覚書(MOU)を締結しました。このMOUの締結によって、我が国企業による韓国向け輸出代金決済を目的とする総額200億円を限度とした融資の実現に向けて、協議を進めていくこととなりました。

我が国企業の国際的な事業活動支援

2009年5月、我が国企業の国際的な事業活動を支援するために以下のような取組みを行い、貿易保険の引受を拡大することとしました。

(1) 海外支店による取引への対応

我が国企業の事業活動の国際化への対応として、海外支店による取引に対する貿易保険の適用範囲を拡大しました。これにより、海外支店による物品販売やサービス提供に係る契約や投融資契約が貿易保険の対象となりました。

(2) スtockセールスへの対応

我が国企業による国際的な取引形態の多様化への対応として、いわゆるストックセールス(販売国向けに輸出した後で現地企業との間で販売契約を締

結する取引)を貿易保険の対象とすることにしました。

(3) ローカルコスト等への対応

海外における事業自体の国際化への対応として、我が国企業の輸出に付随して必要となる、輸出契約とは別に現地企業や第三国企業から購入される物品やサービスの購入代金等に充てられる資金の融資についても貿易保険の対象としました。

経済対策への対応

2009年12月に日本政府が公表した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、NEXIは、以下の貿易保険の拡充策を実施しています。

(1) バイヤーズクレジットの付保率の引上げ

民間金融機関の抱えるリスクの低減を通じ、システム輸出を始めとしたプロジェクトへの融資促進を目指して、海外における地球温暖化対策事業等を含むあらゆるセクターに係る事業について、国際協力銀行(JBIC)と市中銀行が協調融資によりバイヤーズクレジットを供与する際に、市中銀行が負担する非常・信用リスクに対する貿易代金貸付保険の付保率を、現行の非常97.5%、信用95%から最大100%に引き上げることとしました。

(2) 中小企業の貿易保険付保債権の流動化

中小企業の貿易保険付き輸出代金債権の銀行等による買取りの円滑化を通じ、中小企業の資金繰りが改善することを目的として、貿易保険が付保された輸出代金債権を中小企業が金融機関に譲渡する場合、当該債権を譲渡された金融機関に対して回収義務等の保険事故発生後の被保険者義務を免除することとしました。

(3) 海外日系子会社の事業活動支援

海外日系子会社の事業活動に対する資金的支援について、2009年度には約5000億円の引受を実施しました。また、当初の期限を延長して、2011年3月末まで引受を行なうことにしました。

アジア各国との連携を強化しています。

アジア ECA との再保険ネットワークの構築

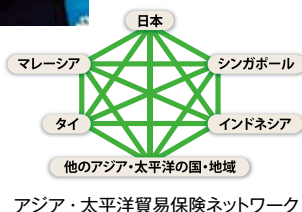
NEXI は、アジア諸国に進出している日系企業の活動を支援するため、アジアの ECA との再保険ネットワークの構築に努めています。

2004年4月にシンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)、2006年6月にマレーシア輸出入銀行 (MEXIM)、2009年3月にインドネシア輸出保険公社 (ASEI) との間で再保険協定を締結していましたが、2009年6月、新たにタイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK) との間で再保険協定を締結しました。2009年度のアジア再保険引受実績は、8件、2,167百万円でした。

今後、引き続き、アジアの ECA との再保険協力を通じ、当該国の日系企業の第三国向け輸出の支援、および、日本とアジアの経済関係の一層の緊密化を図っていきます。



タイ輸出入銀行との調印式の様子



アジア ECA 特別会合への参加

アジア ECA 特別会合は、アジア地域の各 ECA のトップが集う会合として、第1回会合は、2008年11月に NEXI 主催にて東京で行なわれました。その第2回目、8月6日～8月7日にタイのバンコクで開催され、NEXI の他インドネシア、インド、オーストラリア、香港、韓国、マレーシア、中国、スリランカ、台湾、タイから各々の ECA が参加しました。本会合では、各 ECA の金融支援策について具体的な意見交換を行い、また、再保険ネットワークのスキームを通じた各 ECA 間のさらなる協力関係の発展を再確認しました。

アジア貿易保険研修への講師派遣

毎年、「貿易保険協力円滑化事業」として経済産業省が行うアジア各国の ECA を対象とした研修プログラムに対し、NEXI は講師の派遣を行なっています。同事業は、貿易保険制度が整備途上にある国々における ECA の能力向上と貿易保険制度の整備・充実を支援することにより、海外日系企業の活動の円滑化および各国 ECA 間の連携強化を図ることを目的としています。

2010年1月25日～2月4日に開催された研修プログラムには、インド、インドネシア、フィリピン、マレーシア、スリランカ、タイ、カザフスタン、ウズベキスタンの ECA から計8名の研修生が参加しました。プログラムは、貿易保険の政策的意義や役割、貿易保険事業の基本であるリスク審査について理解を深めることをねらいとして、貿易保険制度の総論から、NEXI の貿易保険商品の紹介、リスク審査方法や債権回収など、貿易保険制度の全体像について講義を行いました。研修生からは毎回の講義で活発な質問があり、日本の貿易保険制度に対する関心の高さがうかがわれました。講師の派遣を通じて、NEXI と参加 ECA との間により一層の協力関係が築かれました。



アジア貿易保険研修・研修生



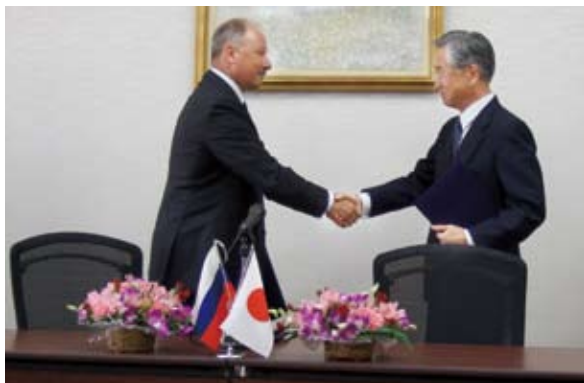
第2回アジア ECA 特別会合参加メンバー

海外の関連組織との連携強化に努めています。

NEXIは、世界各国のECAや銀行、資源企業をはじめとする関係機関との相互協力の推進に積極的に取り組み、国際的ネットワーク作りに力を入れています。2009年度は、新たに3機関との協力のための覚書(MOU)を締結しました。

ロシア開発対外経済銀行とのMOU締結

NEXIはこれまでロシアへの輸出や同国でのインフラプロジェクトに対して、ロシア政府が100%出資する政策金融機関であるロシア開発対外経済銀行(VEB)を通じて支援をしてきました。VEB向けのグローバルバンクローンを通じ本邦輸出を支援するとともに、2007年及び2009年にはシェレメチボ空港第3ターミナル建設プロジェクト資金に関するVEB向けの海外事業資金貸付保険の引受を行っています。2009年5月、日露の貿易投資関係の更なる強化を目的とし、NEXIはVEBとの間でMOUを締結いたしました。このMOU締結を機会とし、今後、両国がインフラ・天然資源・産業・省エネプロジェクト等の分野において、互恵的な経済関係を発展させていくことが期待されています。



VEB総裁と今野NEXI理事長(当時)の調印式の様子



ベラルーシ銀行との調印式の様子

中国輸出信用保険公司とのMOU締結

2008年11月のAPECペルー会合において、わが国のイニシアティブにより提唱された「アジア・太平洋地域貿易保険ネットワーク」の構築のため、NEXIは、同地域のECAと再保険協定の締結を進めてきました。その取組みの一環として、2009年11月、中国輸出信用保険公司(SINOSURE)との間で、将来の再保険・債権回収分野での協力を中心としたMOUを締結しました。中国は、日系企業にとっての生産拠点及び市場としての位置づけが年々高まっている国であり、日系企業によるビジネスも着実に拡大しています。本MOUの締結は、中国に所在する日系企業による第三国輸出等を貿易保険によりサポートすることを目的としています。今後、このMOUを元に、両機関間で再保険協定や債権回収に係る基本協定の締結に向けた検討を開始する予定です。



SINOSURE総経理と鈴木NEXI理事長の調印式の様子

ベラルーシ銀行とのMOU締結

2009年12月、ベラルーシ共和国最大の政府系金融機関であるベラルーシ銀行(Belarusbank)との間で、両国の貿易や投資の促進に向けたMOUを締結しました。このMOUは日本とベラルーシ間のプロジェクトの実現に向け、貿易や投資を支援・促進するための協力の枠組みを構築し、情報交換及び協力体制を強化することを目的としています。これにより、日本及びベラルーシ両国間の友好、パートナーシップの更なる発展が期待されます。今後、両機関は貿易保険及び輸出信用保証分野における意見交換を行い、相互訪問、研修等を実施していきます。

ベルン・ユニオン会合での議論に積極的に参加しています。

ベルン・ユニオン(国際輸出信用保険機構:BU)は、輸出信用保険や投資保険に関連する共通の問題について、世界各国のECA等が相互に情報交換を行う場であり、1934年、イギリス、フランス、イタリア、スペインのECAが第1回会合をスイスのベルンで開催したことから、ベルン・ユニオン会合と呼ばれています。2010年4月現在、50の機関(38ヶ国、2地域、2国際機関)が加盟しています。主な活動として、年2回の会合(春・秋)を開催しており、そこでは、時宜に応じたテーマや各加盟機関の保険の引受方針、個々のプロジェクトや海外バイヤーの信用状態についての情報交換を行っています。

イスタンブール春期会合

2009年度の春会合は、世界金融危機の最中、5月4日～6日にかけてトルコのイスタンブールで開催されました。激しく変動する市場におけるECAのセーフティネットとしての役割に対する期待の高まりを受け、加盟機関のメンバーが、金融危機が市場に与える影響や各ECAの対応について、意見交換を行いました。また、本会合から、通常の短期委員会、投資委員会、中長期委員会の議論の場に加え、各委員会のメンバーが横断的なトピックスについて意見交換を行うAll-Member Day会合(全体会合)も新たに実施されました。



今野BU議長(当時)とホスト機関のトルコ輸銀総裁

ソウル秋期会合

秋会合(総会)は、2009年10月12日～16日にかけて韓国のソウルで開催されました。本会合はBU設立75周年の記念会合であり、例年の総会以上に多くの関係者が一堂に会しました。

一時的な回復の兆しがみられるものの長引く金融危機下でのECAの役割及び取組みについて、5月の春会合よりさらに深く掘り下げた議論がなされました。また、今回の会議では、2008年・2009年と2回のアジアECA特別会合が開催されたこともあり、アジア地域のECA関係者が積極的に議論に参加する姿が目立ちました。

NEXIの前理事長は、2007年10月から本会合までの2年間、BUの議長を務めました。在任期間中には、BUの新たなルールであるガイディング・プリンシプルの策定など積極的な取組みを行い、BU内部の結束はもとより、対外的にBUの存在意義を高めることに、大きく貢献しました。



BUソウル会合の様子

重点的戦略分野の支援を進めています。

アジアインフラ整備の促進

アジア域内のインフラ分野については、今後莫大な需要が見込まれており、こうした分野においてアジア各国と共同で開発を進めていくことが有効と考えられます。そこで、2009年4月、日本政府は、アジアのインフラ整備へ民間投資を振り向けていくため、2兆円の特別な貿易保険支援枠を設けることを表明しました。NEXIは、我が国企業からアジアのインフラプロジェクトに対する資機材や役務の輸出、投融資について積極的に貿易保険を引き受けることにより、アジアのインフラ整備を支援していくこととしています。これまでに石炭などの火力・水力発電プロジェクト、国際空港整備プロジェクトなどについて引受を行なっています。

中小企業の国際展開支援

中小企業の国際的な事業展開を支援するため、2005年4月に創設した「中小企業輸出代金保険」の2009年度引受実績は前年度比約30%増の352件となりました(646百万円)。

また、中小企業を対象として2008年10月から開始したバイヤー調査費用の無料化(1社当たり3件が上限)について、当初の期限を延長して当分の間継続することとしました。2009年度末までの利用実績は424件でした。

さらに2009年12月には、貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権について、金融機関への譲渡の際に回収義務等の保険事故発生後の被保険者義務を免除することによって、銀行等による中小企業の輸出代金債権の買取りを円滑化する制度を構築して、中小企業が事業に必要な資金確保を支援することとしました。

資源・エネルギーの安定供給確保への取組み

資源・エネルギーの「安定供給確保」という政府の重点政策に対応して、NEXIは、2007年4月に「資源エネルギー総合保険」を創設しました。2009年度の実績としては5件の引受を実施しました。主な引受案件として、ロシア・サハリンIIフェーズ2プロジェクト、インドネシア・PT Inco社Karebbe水力発電所建設プロジェクト、パプアニューギニア・LNGプロジェクトなどがあります。

航空機・原子力分野での支援

航空機分野では、我が国重工メーカーが米国航空機メーカーと共同で開発したボーイング製航空機の輸出を支援するため、米輸銀から再保険の引受を行っています。2009年度は5つのエアラインに対する16機の輸出について再保険を引き受けました。この結果、2004年の米輸銀との再保険協定締結以来の累計引受数は89機、エアライン・リース会社20社となりました。また、我が国の国産小型ジェット旅客機(MRJ)の受注獲得にも積極的に取り組んでいます。

原子力分野では、日米原子力運営委員会等を通じ、米国エネルギー省(DOE)との支援制度について協議を行うなどして、我が国の輸出業者等の支援に対する検討を行いました。



持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

地球環境保険の活用

我が国の省エネ・新エネ技術の移転により温室効果ガスの排出低減に貢献する取組みの一環として創設した「地球環境保険」について、2009年度はカザフスタン共和国のウラン開発用硫酸工場建設案件やベトナム植林事業案件など合計5件の引受を行いました。

新しい環境社会配慮ガイドラインの施行

今般の環境を巡る国際的な議論の高まりを踏まえ、2009年7月、NEXIは貿易保険における環境

社会配慮のためのガイドラインを改訂し、同年10月に施行しました。改訂に当たっては、同様の環境ガイドラインを有する国際協力銀行(JBIC)と共に、公開のコンサルテーション会合を計14回開催し、産業団体、民間企業、NGO、学術研究者、政府機関、個人など広く一般からご参加頂いた方々と議論を重ね、またパブリックコメントによりご意見を募集しました。その結果、世界銀行等の国際基準取扱の明確化、環境社会配慮確認や、情報公開の拡充等を講じることとしました。今後もNEXI環境ガイドラインに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っていきます。

各種セミナーの開催を通じ積極的に情報提供を行なっています。

貿易保険セミナーの開催

NEXIでは毎年、貿易保険セミナーを主要都市で開催しています。セミナーでは、貿易保険制度の概要に加えて、与信管理、保険金支払・回収や各保険種に関する基本的な事項について解説しています。2009年度は、6月に東京・大阪・名古屋の3カ所で開催し、貿易保険を初めてご利用になる方々も含めて、全体で400名を超える参加がありました。

債権回収セミナーの開催

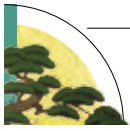
NEXIは、債権回収に役立つ情報提供の場として、債権回収セミナーを定期的に開催しています。2009年は、11月に東京にて開催し、貿易保険ユーザーを中心として約120名の参加がありました。今回は、お客様からの要望を踏まえ、国際法律事務所から実務経験豊富な弁護士を講師として迎え、中国および東南アジア地域の債権回収と紛争処理に焦点を当て、債権回収に係る制度や留意点等について、各地域の特性を踏まえつつ、解説を行ないました。

贈賄問題セミナーを通じたナレッジ提供

NEXIは公的ECAとして、貿易保険の付保にあたり贈賄防止のための取組みを行なっています。NEXIからの情報発信の一環として、2009年6月、経済産業研究所(RIETI)主催のセミナーにて、米国法に詳しいオメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所の弁護士と共に、外国企業への域外適用が強化されている米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)の解説や適用事例の紹介を行ないました。このセミナーには、企業や官公庁から約100名の参加者がありました。また、10月にも、千代田化工建設株式会社のコンプライアンス強化月間で開催されたセミナーにて、約70名の参加者に対し、同様の内容の講義を行なっています。



貿易保険セミナー(東京)の様子



2009年度の業務概況

2009年度の経済動向

2009年度の日本経済は、前年度のリーマンショック以降の金融危機等の影響による世界経済減退を背景とし、輸出金額は59.0兆円（前年度比17.1%減）と2年連続で減少しました。

地域別の輸出額は、前年度比で北米向けが22.5%減、EU向けが27.5%減となり、商品別では、自動車、鉄鋼等の輸出が大きく落ち込みました。

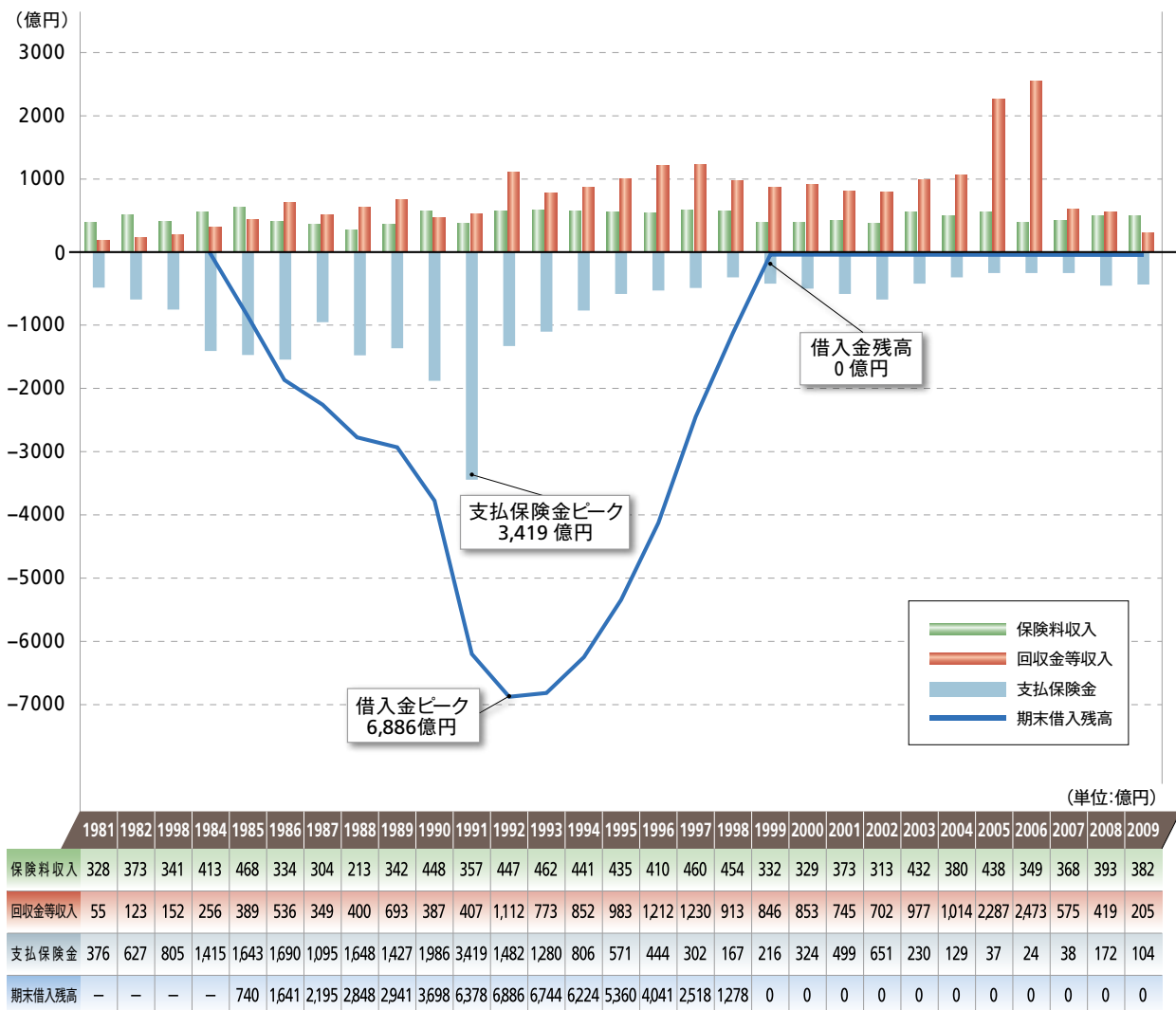
(参考：日本の輸出金額)

(単位：百万円)

	2005	2006	2007	2008	2009
輸出金額	68,290,157	77,460,585	85,113,381	71,145,593	59,012,559
対前年度比増減(%)	10.6	13.4	9.9	△16.4	△17.1

(出所：財務省貿易統計)

貿易保険事業収支の推移

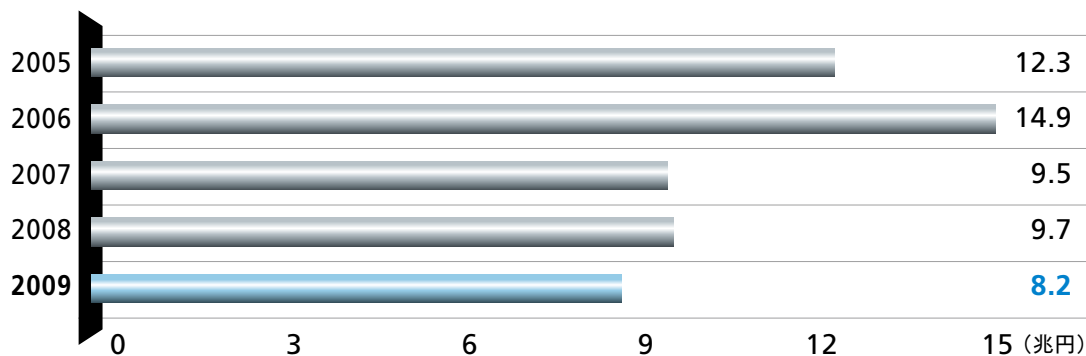


注：数字は現金ベース。保険料収入は返還保険料控除後の金額。

引受実績

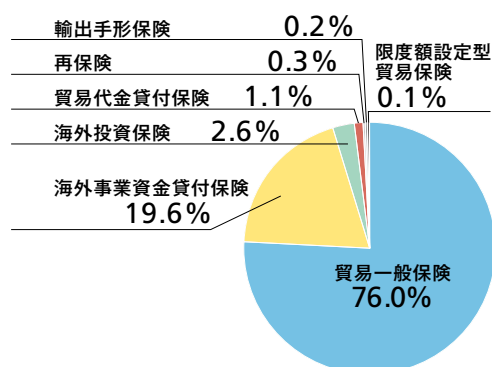
■ 引受実績の推移

2009年度の引受実績は、前年度比15.7%減の約8.2兆円でした。



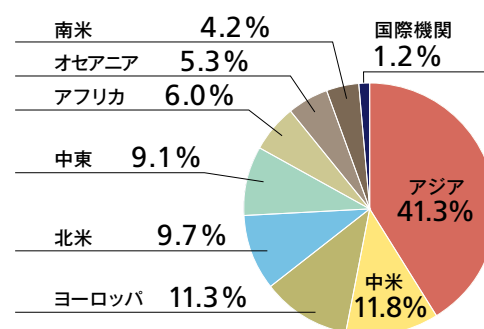
■ 2009年度保険種別引受実績

保険種別では、金融危機等の影響による世界経済減退を背景とした輸出量の減少に伴い、貿易一般保険の引受実績の全体に占める割合は、前年度の85.8%から76.0%に減少しました。一方で、海外日系企業に係る運転資金支援のニーズが大きくなったことや大型資源案件の引受を要因として、海外事業資金貸付保険の引受実績については、前年度の10.1%から19.6%に増加しました。



■ 2009年度地域別引受実績

地域別では、アジア向けが約3.6兆円と最も大きく全体の41.3%を占め、次いで中米向けが11.8%、ヨーロッパ向けが11.3%となりました。



■ 2009年度引受実績上位10ヶ国・地域

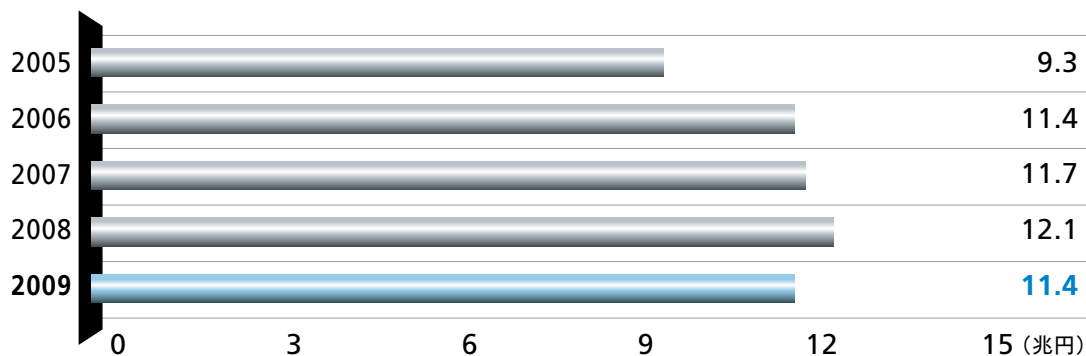
(単位：百万円)

順位	国名・地域名	引受実績	構成比 (%)	順位	国名・地域名	引受実績	構成比 (%)
1	中国	795,731	9.1	6	ロシア	339,376	3.9
2	パナマ(船舶)	793,498	9.1	7	タイ	303,429	3.5
3	アメリカ	629,966	7.2	8	アラブ首長国連邦	291,001	3.3
4	韓国	580,194	6.6	9	シンガポール	281,156	3.2
5	インドネシア	477,026	5.5	10	香港	261,704	3.0

責任残高

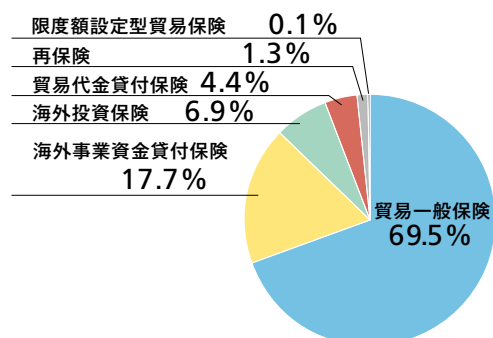
■—— 責任残高の推移

2009年度末の責任残高は、前年度比5.1%減の約11.4兆円でした。



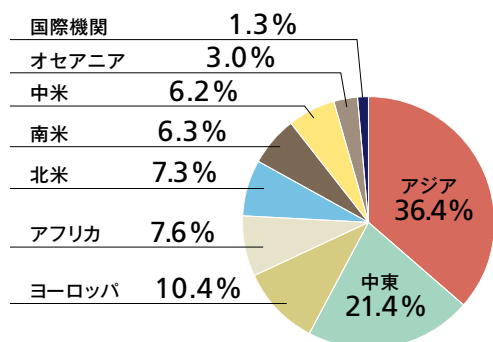
■—— 2009年度保険種別責任残高

保険種別では、貿易一般保険における責任残高が、約8兆円と最も大きく、全体の69.5%を占めました。次いで海外事業資金貸付保険の約2兆円となり、全体の17.7%を占めました。貿易一般保険の責任残高が前年度末比14.7%減となった一方で、海外事業資金貸付保険の責任残高は前年度末比62.8%増となりました。



■—— 2009年度地域別責任残高

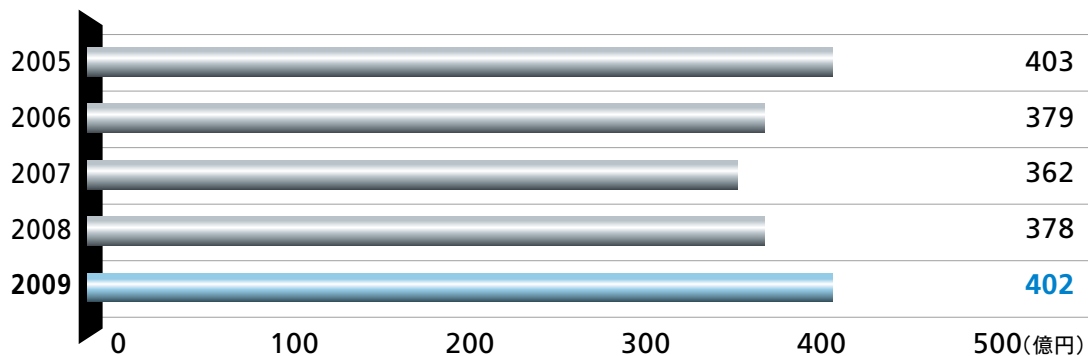
地域別では、アジア向けが約4.3兆円と最も大きく、全体の36.4%を占めました。次いで中東向けが約2.5兆円で、全体の21.4%となりました。



保険料収入

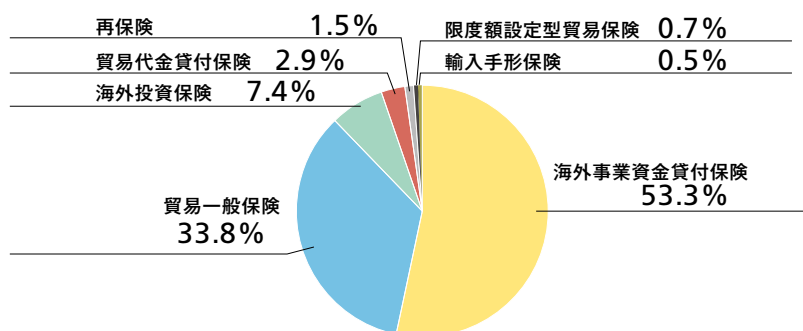
■—— 保険料収入の推移

2009年度の保険料収入は、前年度比6.4%増の約402億円でした。



■—— 2009年度保険種別保険料収入

保険種別では、引受実績と同様に貿易一般保険の保険料収入が減少し、全体の33.8%に落ち込んだ一方で、海外事業資金貸付保険の保険料収入が増加し、全体の53.3%を占めました。

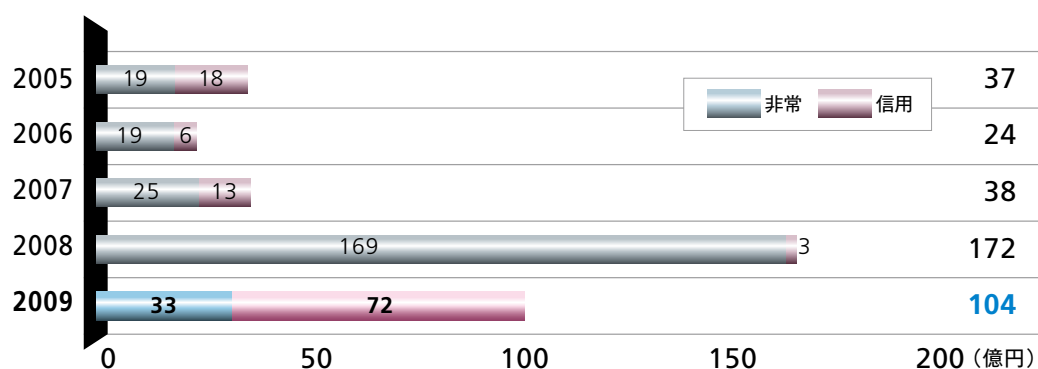


支払保険金

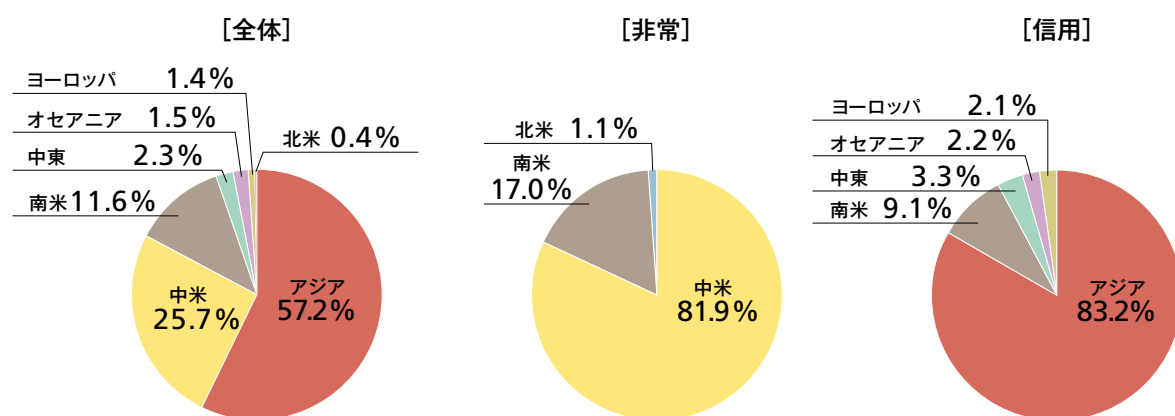
2009年度の支払保険金は、前年度比39.2%減の約104億円でした。

これは、キューバ外貨送金遅延に関わる非常事故が減少したこと等により、非常事故に係る支払額が前年度に比べ大幅に減少したことによるものです。

■ 支払保険金の推移



■ 2009年度地域別支払保険金



■ 2009年度支払保険金上位5ヶ国

(単位：百万円)

順位	国名・地域名	合計	非常危険	信用危険
1	香港	3,754	0	3,754
2	キューバ	2,675	2,675	0
3	台湾	1,948	0	1,948
4	ブラジル	644	6	638
5	アルゼンチン	550	550	0

2009年度の保険事故発生状況

非常・信用危険別の保険事故発生状況 ― 年度毎の推移 ―

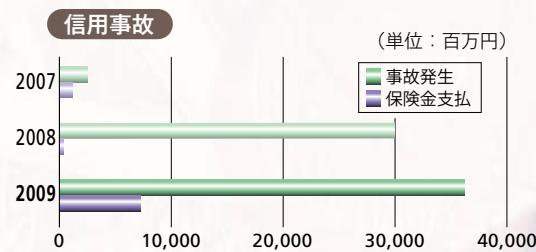
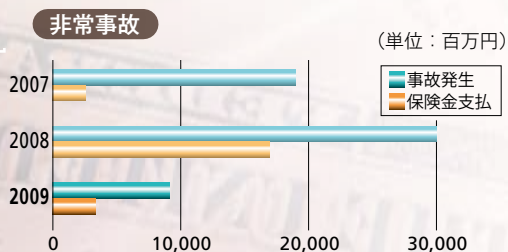
(単位：百万円)

2009年度の信用事故の発生状況は、2008年度後半以降、世界金融・経済危機の影響を受けて急増した信用事故の2008年度実績を更に上回り、引き続き高水準なものとなりました。金融経済危機以後、2008年度の信用事故の発生が、世界各地に幅広く発生したのと比較して、2009年度は特定バイヤーによる大口の債務不履行が事故発生金額の大部分を占めています。一方で、非常事故は、2008年度を大幅に下回り、非常・信用事故全体では、2008年度対比2割減となりました。

また、2009年度の信用事故の保険金支払いは、2008年度後半に急増した保険事故に対する保険金請求が集中したため、前年度対比で大幅増となりました。一方、非常事故による保険金支払いは、中米地域で発生した「外貨送金遅延」による保険金支払いが一巡したため、大幅減となりました。

区分	危険区分	2008	2009	対前期増減比
事故発生	信用事故	30,351	36,043	18.8%
	非常事故	30,045	9,034	▲69.9%
	合計	60,396	45,076	▲25.4%
保険金支払	信用事故	301	7,173	2283.1%
	非常事故	16,858	3,268	▲80.5%
	合計	17,159	10,441	▲39.2%

〔事故発生金額・保険金支払の推移(2007年度～2009年度)〕

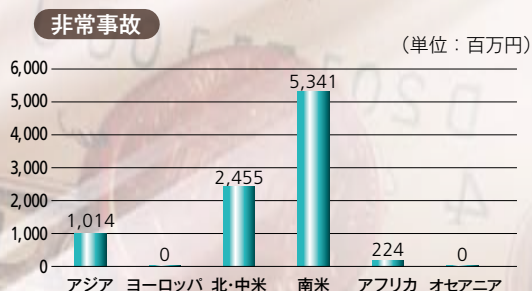


地域別の保険事故発生状況

地域別では2009年度も引き続き、信用事故の大半が主にアジア（中近東を含む）および南米地域で発生しています。

非常事故はヨーロッパ、オセアニアを除く地域で分散して発生しましたが、その事故発生事由についてみると、2008年度と同様に中米地域の「外貨送金遅延」および南米地域の「その他本邦外事由」に集中しており、保険事故額の大半を占めています。

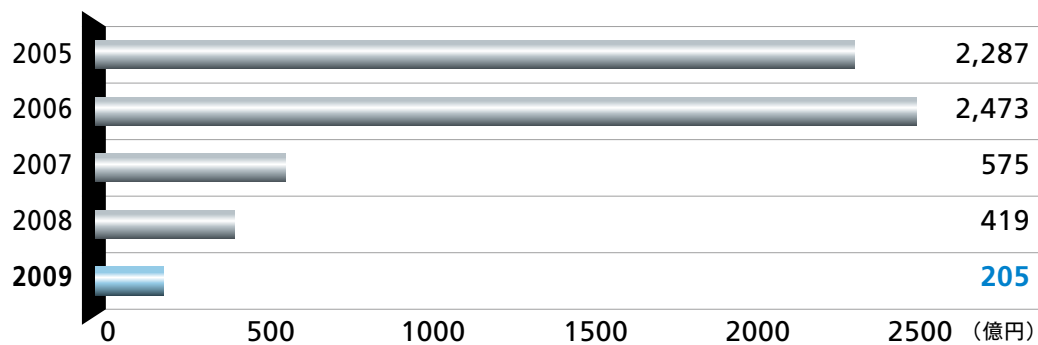
〔地域別 事故発生金額(2009年度)〕



回収金

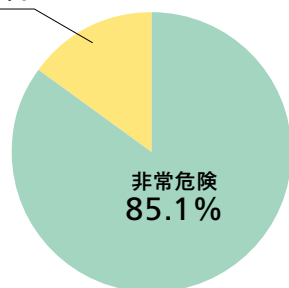
2009年度の回収金は、前年度比約51.0%減の約205億円と大きく減少しました。
これは、リスケ国の返済が順調に進み、予定返済額そのものが減少したことによるものです。

■—— 回収金の推移



■—— 2009年度非常・信用危険別回収金

信用危険 14.9%



環境社会配慮確認の実施

貿易保険における環境社会配慮について



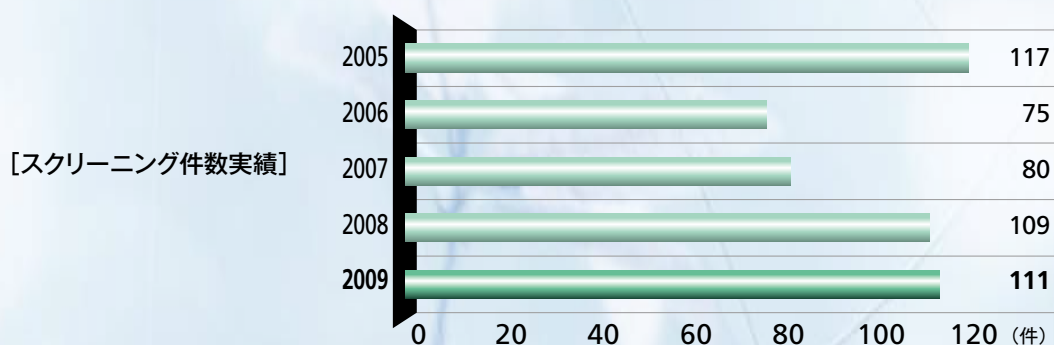
(1) 貿易保険における環境社会配慮とは

NEXIは、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(2001年4月1日制定)」に基づき、保険契約の対象となるプロジェクトに対して、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切に行われていることを確認しています。具体的には、輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類する「スクリーニング」を行い（環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C）、その結果に応じた確認を実施しています。例えば「カテゴリA」の場合、現地調査を実施しています。

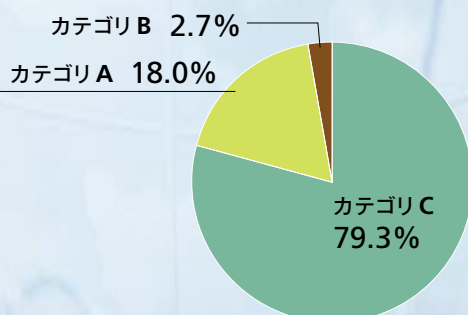
また、NEXIの環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続を導入し、理事長直轄の独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しています。

(2) 2009年度の実施実績

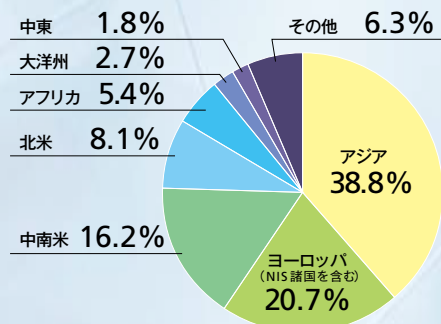
2009年度はスクリーニング対象件数は前年度とほぼ同程度でしたが、カテゴリA案件が増加し、全スクリーニングのうち18.0%（前年度6.4%）を占め、よりの確な審査を実施致しました。

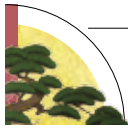


[2009年度カテゴリ別スクリーニング状況]



[2009年度地域別スクリーニング状況]





業務実績

1 引受実績

■ 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	構成比(%)
貿易一般保険	11,499,704	14,290,499	9,084,734	8,344,955	6,231,455	76.0
責任期間1年以内	6,923,764	8,284,634	4,174,931	3,679,428	2,747,597	33.5
責任期間1年超	4,575,940	6,005,865	4,909,803	4,665,528	3,483,858	42.5
貿易代金貸付保険	106,659	60,805	83,626	41,335	91,382	1.1
輸出手形保険	38,132	32,758	29,178	25,886	19,986	0.2
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	2,004	14	889	345	107	0.0
海外投資保険	156,848	271,949	155,228	281,717	213,193	2.6
海外事業資金貸付保険	505,094	189,732	101,905	984,806	1,606,754	19.6
限度額設定型貿易保険	7,786	3,436	7,405	5,928	9,653	0.1
中小企業輸出代金保険	365	511	370	444	646	0.0
再保険	11,101	29,742	57,710	41,552	25,885	0.3
合 計	12,327,692	14,879,447	9,521,044	9,726,968	8,199,062	100.0

(注1) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額。

(注2) 貿易一般保険においてはBUルールの区分に従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。(以下同じ)

■ 地域別引受実績

(単位：百万円)

地 域	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
ア ジ ア	4,126,797	5,100,905	4,817,700	4,437,621	3,604,106	41.3	△ 18.8
中 東	2,170,641	2,593,955	1,343,178	1,220,586	793,380	9.1	△ 35.0
ヨーロッパ	2,313,287	2,695,518	1,227,274	1,284,625	987,617	11.3	△ 23.1
北 米	2,971,894	3,718,850	634,598	617,350	842,520	9.7	36.5
中 米	749,609	910,831	976,957	1,147,354	1,029,527	11.8	△ 10.3
南 米	380,844	402,995	484,212	844,275	363,382	4.2	△ 57.0
アフリカ	430,946	601,891	640,785	739,050	526,435	6.0	△ 28.8
オセアニア	531,051	560,916	228,385	251,302	463,329	5.3	84.4
国際機関	168,531	74,660	66,100	58,023	106,123	1.2	82.9

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されています。

(注3) アジアには、中央アジアを含みます。(以下同じ)

(注4) ヨーロッパには、中東欧およびロシアを含みます。(以下同じ)

2 責任残高

■ 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末	構成比(%)
貿易一般保険	6,865,294	8,746,616	9,452,265	9,336,297	7,959,765	69.5
責任期間1年以内	1,148,924	1,588,502	2,296,544	2,396,838	2,022,794	17.7
責任期間1年超	5,716,370	7,158,114	7,155,721	6,939,458	5,936,971	51.9
貿易代金貸付保険	852,912	828,740	658,789	524,937	500,438	4.4
輸出手形保険	7,855	7,310	7,849	6,373	4,992	0.0
輸出保証保険	5,648	383	0	0	0	0.0
前払輸入保険	2,113	14	589	345	107	0.0
海外投資保険	461,490	635,840	666,499	809,504	790,936	6.9
海外事業資金貸付保険	1,046,441	1,139,627	820,981	1,247,619	2,030,689	17.7
限度額設定型貿易保険	8,576	9,518	8,514	10,554	11,952	0.1
中小企業輸出代金保険	110	105	67	83	161	0.0
再保険	17,841	58,839	91,129	124,769	147,313	1.3
合 計	9,268,280	11,426,992	11,706,683	12,060,482	11,446,354	100.0

(注1) 年度末為替レート(各事業年度末の為替レート)を適用し、外貨健対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険金額を用いて作成した合計額。
(注2) 貿易一般保険においてはBUルールの区分に従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。

■ 地域別責任残高

(単位：百万円)

地 域	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末	構成比(%)
ア ジ ア	3,613,667	4,318,977	5,033,273	4,852,423	4,305,435	36.4
中 東	2,447,143	3,506,244	3,391,304	3,228,462	2,531,022	21.4
ヨーロッパ	1,070,816	1,160,782	961,229	1,133,428	1,237,234	10.4
北 米	559,228	746,514	485,556	616,611	869,422	7.3
中 米	755,131	680,694	674,646	681,062	735,762	6.2
南 米	540,260	577,912	581,118	788,489	750,377	6.3
アフリカ	254,352	400,279	564,374	796,105	903,281	7.6
オセアニア	152,107	191,673	177,410	249,099	349,574	3.0
国際機関	175,016	154,641	159,662	95,667	158,757	1.3

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されています。
(注3) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上されています。

3 保険料収入

■ 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	21,772	24,499	23,977	17,708	13,596	33.8	△ 23.1
責任期間 1 年以内	18,891	8,216	7,315	4,786	3,866	9.6	△ 19.2
責任期間 1 年超	2,881	16,284	16,662	12,922	9,730	24.2	△ 24.5
貿易代金貸付保険	2,850	1,004	739	1,422	1,155	2.9	△ 20.8
輸出手形保険	323	268	245	221	184	0.5	△ 16.8
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0	-
前払輸入保険	9	0	4	3	1	0.0	△ 81.5
海外投資保険	2,488	2,385	2,145	2,669	2,956	7.4	10.8
海外事業資金貸付保険	12,472	8,930	7,334	14,592	21,425	53.3	46.8
限度額設定型貿易保険	107	86	194	196	283	0.7	44.4
中小企業輸出代金保険	68	6	4	5	6	0.0	30.1
再保険	223	702	1,527	953	597	1.5	△ 37.3
合 計	40,311	37,880	36,171	37,769	40,203	100.0	6.4

4 支払保険金

■ 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保 険 種	2005年			2006年			2007年			2008年			2009年			構成比 (%)
	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	
貿易一般保険	2,961	1,256	1,704	2,185	1,751	434	3,667	2,438	1,229	17,124	16,858	266	9,591	3,268	6,323	91.9
貿易代金貸付保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	0	97	0.9
輸出手形保険	54	1	53	124	0	124	66	0	66	31	0	31	187	0	187	1.8
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
海外事業資金貸付保険	652	652	0	118	118	0	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0.0
限度額設定型貿易保険	2	0	2	0	0	0	2	0	2	4	0	4	429	0	429	4.1
中小企業輸出代金保険	11	0	11	5	0	5	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0.0
再保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	0	137	1.3
合 計	3,680	1,909	1,770	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	17,159	16,858	301	10,441	3,268	7,173	100.0

■ 地域別支払保険金

(単位：百万円)

地 域	2005年			2006年			2007年			2008年			2009年			構成比 (%)
	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	度全体	非常危険	信用危険	
ア ジ ア	1,436	60	1,375	189	0	189	631	0	631	235	0	235	5,971	0	5,971	57.2
中 東	1,052	969	83	40	0	40	0	0	0	0	0	0	237	0	237	2.3
ヨーロッパ	16	1	15	118	0	118	517	0	517	7	0	7	150	0	150	1.4
北 米	50	40	11	65	65	0	94	44	49	23	13	9	38	35	3	0.4
中 米	269	0	269	50	3	47	90	0	90	15,547	15,497	50	2,680	2,677	3	25.7
南 米	745	727	18	1,753	1,684	69	2,396	2,393	3	1,347	1,347	0	1,207	556	651	11.6
アフリカ	112	112	0	162	118	44	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0.0
オセアニア	0	0	0	56	0	56	15	0	15	1	0	1	158	0	158	1.5
合 計	3,680	1,909	1,770	2,431	1,869	562	3,800	2,495	1,305	17,159	16,858	301	10,441	3,268	7,173	100.0

5 回収金

非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
非常	225,745	235,065	54,284	40,393	17,451
信用	2,993	12,247	3,181	1,462	3,064
合計	228,739	247,312	57,465	41,855	20,515

地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	11,548	23,874	7,451	6,354	8,397	40.9	32.2
中東	1,836	2,112	2,520	1,404	1,342	6.5	△ 4.4
ヨーロッパ	90,046	100,373	31,967	25,349	2,515	12.3	△ 90.1
北米	0	0	0	1	0	0.0	△ 41.2
中米	2,360	3,051	2,483	480	571	2.8	19.0
南米	33,538	35,435	6,882	2,230	1,705	8.3	△ 23.5
アフリカ	89,410	82,466	6,160	6,037	5,985	29.2	△ 0.9
オセアニア	0	0	3	1	0	0.0	△ 100.0
合計	228,739	247,312	57,465	41,855	20,515	100.0	△ 51.0

2009年度の回収状況

非常・信用別回収状況

2009年度の回収は、前年度の419億円から214億円減少し、205億円(対前年度比51.0%減)となりました。

危険区分別(非常・信用)に見ると、信用事故の回収は31億円(全体の14.9%)であり、太宗はリスケジュール等による非常事故に係わる回収で175億円(全体の85.1%)となりました。

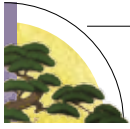
また、国別に見ると、回収上位5ヶ国は、エジプトから52億円(前年度49億円)、インドネシアから46億円(前年度40億円)、ポーランドから17億円(前年度237億円)、ヨルダンから13億円(前年度14億円)、ミャンマーから10億円(前年度10億円)の順番となっており、この上位5ヶ国で全体の66.9%を占めています。

地域別回収状況

地域別では、アジアからの回収が対前年度比32.2%増の84億円と最も大きく、全体の40.9%を占めました。主な回収国として、インドネシアから46億円、台湾から18億円、ミャンマーから10億円、シンガポールから9億円を回収しました。

次いで、回収が多かったのがアフリカ地域で、対前年度比0.9%減の60億円となりました。これは、全体の29.2%に当たります。回収金が最も多かったのはエジプトで52億円、次いで、アンゴラから6億円を回収しました。

その他、ヨーロッパ地域からの回収は25億円(ポーランドから17億円、セルビアから6億円)、南米地域は17億円(アルゼンチンから9億円、エクアドルから5億円)でした。また、中東地域からの回収は13億円で、ヨルダンからの回収が太宗を占め、北中米地域からの回収は6億円で、キューバからの回収が大部分を占めました。



主な引受プロジェクト

アジア

パプアニューギニア

PNG LNG プロジェクト

パプアニューギニアにおける初めての液化天然ガス (Liquefied Natural Gas: LNG) プロジェクトが、新日本石油開発株式会社 (日)、エクソンモービル (米)、オイルサーチ (パプアニューギニア)、サントス (豪)、パプアニューギニア政府により行われることになりました。本案件は、陸上のガス田および油田から生産される天然ガスをパイプラインで首都ポートモレスビー近郊まで輸送し、LNGプラントで液化、年間660万トンのLNGを生産、海外に輸出するものであり、その約5割は日本向けに輸出されることとなっております。

パプアニューギニア初のLNGプロジェクトによる同国経済への波及効果は大きく、石油ガス輸出額は4倍、GDPは2倍になると想定されています。

本プロジェクトに対し、三井住友銀行をはじめとする本邦金融機関が行う総額950百万米ドルの融資について、NEXIは海外事業資金貸付保険に特約を付すことにより、資源エネルギー総合保険の引受を行いました。



写真提供: オイルサーチ社

本プロジェクトの引受は、安定的なLNGの調達に向けた供給源の多様化、新規供給源の確保に関して金融面から貢献すると共に、日本企業の海外資源開発を支援するものです。

保険契約締結 2010年2月

インドネシア

タンジュンプリオク ガス焚複合火力発電所プロジェクト

インドネシアの国営電力株式会社PT.PLN (Persero) は、同国のタンジュンプリオク火力発電所において、円借款資金を活用し、ガス焚複合火力発電所の新設および関連送変電設備の増強を行うことになりました。

本プロジェクトは、深刻な電力不足が続いているインドネシアにおいて、発電能力の増強および安定的な電力の供給を実現することを目的としています。また、新設される火力発電所は、高効率740MWの天然ガス焚ガスタービン・コンバインドサイクル(GTCC)発電所であり、GTCC発電設備は、ガスタービンにより発電し、その排熱を利用して蒸気タービンでも発電するものであるため、同国におけるエネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出削減が見込めます。

本プロジェクトに対し、三菱商事株式会社 (機器製造元は三菱重工業株式会社、三菱電機株式会社) が行うF型ガスタービン、廃熱回収ボイラー等の輸出



完成予想図

および役務 (総額約486億円) について、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本プロジェクトへの支援は本邦商社・メーカーの設備機器輸出振興に資するものであるとともに、インドネシアにおける電力供給の安定性改善は同国に進出している日本企業の投資環境の整備にも繋がるものです。

保険契約締結 2009年11月

中東

アラブ首長国連邦

Integrated Gas Development (IGD) プロジェクト

アラブ首長国連邦・ハブシャン地区における大型ガス処理プロジェクトを、アブダビ国営石油会社（ADNOC; Abu Dhabi National Oil Company）傘下のガスコ社が行うことになりました。

このプロジェクトは、海上および内陸油田から産出される随伴ガスを精製して、国内向け発電用ガスおよび、NGL、LPGの生産を行うもので、国内の電力需要増加への対応を目的とする国家的な重要度の高い事業と位置づけられています。

本プロジェクトにおいて、日揮株式会社はイタリアのテクニモント社と共同で、天然ガス処理設備等にかかる設計・調達・建設工事・試運転役務を受注し、日揮パーシオンに対してNEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本件の引受は日本の重要な原油輸入相手先である同国との関係強化に資する意義のあるものであります。



保険契約締結 2009年11月

トルコ

YA-SA 社向け ばら積み貨物運搬船輸出プロジェクト

2009年12月、NEXIと国際協力銀行（JBIC）は、トルコ共和国の商業銀行であるイシュバンク（Turkiye Is Bankasi A.S.）向けに船舶輸出クレジットライン100億円を設定しました。本件はその適用第1号案件で、トルコ大手海運会社YA-SA社が三井造船株式会社建造の56,000重量トン（DWR）型ばら積み貨物運搬船1隻を三井物産株式会社より購入する資金を、イシュバンクを通じて供与するものです。

購入資金のうち株式会社三菱東京UFJ銀行の融資分について、NEXIは貿易代金貸付保険の引受を行いました。

本件の引受は、日本企業による船舶輸出を金融面から支援するものであり、日本の造船業支援の点で意義深いものであるといえます。



保険契約締結 2010年1月

ヨーロッパ

ロシア

サハリンⅡフェーズ2プロジェクト

ロシア連邦・サハリン州北東沖で産出される原油、および天然ガスを液化したLNG（液化天然ガス）を、日本をはじめとする世界各国に輸出するサハリンⅡフェーズ2プロジェクトが行われることになりました。本プロジェクトは、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、ロシアのガスプロム、英国・オランダのシェルが株主となり設立されたサハリンエナジー社が実施主体となっています。

同社は、事業資金として当初予定していた調達金額のうち、調達先が未定であった14億米ドルにつき、民間銀行より新たに融資を受けました。本融資は、海上プラットフォームの建設やパイプラインの敷設、天然ガスの液化プラントの建設等の資金に充当されます。

NEXIは、この融資に対し、海外事業資金貸付保険に特約を付すことにより、資源エネルギー総合保険の引受を行いました。NEXIの引受により、同社は当初の計画通りの資金調達を実現することができ、プロジェクトの安定性、経済性が高まることとなりました。



本プロジェクトにより生産された原油、LNGの多くが日本に輸出されることになっており、日本のエネルギー資源の安定確保に大きく貢献しております。

保険契約締結 2009年10月

カザフスタン

硫酸工場建設プロジェクト

カザフスタン共和国の国営原子力公社であるカザトムプロムの子会社、Mining Company LLP（本社：カザフスタン共和国Almaty市）が、同国南部で行っている新規硫酸工場の建設のためにプロジェクト会社を設立することになりました。

2011年後半に完工を予定している同工場で生産される硫酸は、地下ウラン鉱床に注入することにより、ウランの採掘・回収に用いられます。世界第2位のウラン資源埋蔵量を有するカザフスタンではウラン生産の増加に伴い、近年、硫酸の使用量が増加しており、今回のプロジェクトによって、安定的なウラン増産が可能となります。

このプロジェクト会社に対する出資金等として、アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店をはじめとする本邦金融機関が行った総額30百万ユーロの融資について、NEXIは海外事業資金貸付保険（貸付金債権等）の引受を行いました。

硫酸工場で生産される硫酸の約80%は、日本の電力



会社等が出資するハラサン鉱区に供給されることになっています。また、本プロジェクトへの支援により、カザフスタンにおいてウランの生産・輸出を行うカザトムプロム社とNEXIとの協力関係が一層強化されました。これに加えて、ハラサン鉱区における安定的なウラン生産にも貢献することから、本邦への安定的なウラン供給にも資するものと言えます。

保険契約締結 2009年8月

J.Lauritzen A/S向け ばら積み船輸出プロジェクト

デンマークの大手海運業者であるJ. Lauritzen A/Sが、三井物産株式会社、株式会社名村造船所等との間で、今治造船株式会社、函館どつく株式会社等が建造する計6隻のばら積み船（バルクキャリア）に関する船舶売買契約を締結しました。

船舶購入資金として、ソシエテジェネラル銀行東京支店および三菱東京UFJ銀行が、約155億円の融資を行い、これに対してNEXIは、先進国向け単独支援（ピュアカバー）案件として貿易代金貸付保険の引受を行いました。

リーマン・ショックによって金融環境が激変した中、本邦で建造される船舶を購入する海外ユーザー向け融資に対してNEXIが保険を付保することで、技術力に定評がある日本の造船所の輸出を支援しました。

保険契約締結 2010年3月



中米・南米

メキシコ

パシフィコ石炭火力発電所建設プロジェクト

三菱商事株式会社がメキシコ合衆国に設立した Carboelectrica Diamante, S.A. de C.V. (CDSA) が、同国国营電力会社 Comisión Federal de Electricidad (CFE) 向けに、発電容量648MWの大型火力発電所を建設し、2010年3月より商業運転を開始しました。同発電所の建設にあたっては、三菱商事株式会社および三菱重工業株式会社によるコンソーシアムから、タービン等の主要機器の輸出が行われました。

同国ではカルデロン大統領が2007年に「国家インフラ開発計画2007-2012」を発表し、インフラプロジェクトへの投資を推進しています。継続的な電力需要の伸びに対応するため、発電、送電、配電、メンテナンス分野の強化が必要となっており、本プロジェクトもその一環をなすものです。

CDSAからCFEへの同発電所の完工時引渡の際にCFEが支払う代金に対して、国際協力銀行（JBIC）と本邦民間銀行（三菱東京UFJ銀行および三井住友銀行）



が融資を行いました。NEXIは、本邦民間銀行の融資額109百万米ドルに対して、貿易代金貸付保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、我が国の高い技術を生かした発電機器による支援であり、今後のメキシコでの本邦企業のビジネス機会の拡大にも繋がることが期待されます。

保険契約締結 2010年3月

ボリビア

サンクリストバル鉱山向け投資プロジェクト

住友商事株式会社は、2006年、ボリビア多民族国南西部ポトシ県に位置するサンクリストバル鉱山で行われている鉱山開発プロジェクトについて、35%の権益を取得し、鉱山開発事業に参画しました。その後、2009年に鉱山権益の100%を保有したことにより、同社主導で開発・操業を行うことになりました。

本件は、ボリビアで本邦事業者が権益の全てを取得し操業する初の案件として、ボリビア政府も高く評価している案件です。プロジェクトでは年間、銀、亜鉛精鉱、鉛精鉱をそれぞれ642トン、50万トン、11万トン生産しており（2009年度実績値）、亜鉛精鉱と鉛精鉱は日本の製錬会社との長期契約により、それぞれ日本における全輸入量の13%、9%に相当する量が、日本向けに出荷されています。

NEXIは、住友商事株式会社が本プロジェクト向けに行った約380百万米ドルの投資について、海外投資保険に特約を付すことにより、資源エネルギー総合保険



の引受を行いました。

資源価格の高騰により、資源の供給源確保の必要性が認識されるなか、本プロジェクトは本邦事業者が海外鉱山権益の100%を取得し、操業を行う案件であり、本邦向けの亜鉛・鉛の安定供給に繋がるものと期待されます。

保険契約締結 2009年7月

アフリカ

マダガスカル

アンバトビーニッケル鉱山開発プロジェクト

アンバトビープロジェクトは、マダガスカル共和国において日本・カナダ・韓国の企業4社(住友商事株式会社、カナダ Sherritt、同 SNC Lavalin、韓国 KORES) が共同出資を行い、ニッケルの鉱石から地金までの一貫生産を行う、グリーンフィールドの鉱山開発プロジェクトです。住友商事株式会社は、2005年よりプロジェクトに参加しており、全体株式の27.5%を保有しつつ、プロジェクトの総括的な管理、マーケティング、財務などを行っています。

プロジェクトサイトでは2007年後半に建設が始まり、2010年第4四半期から2011年第1四半期の生産開始が見込まれています。2013年に予定されているフル生産体制において、年間平均生産量ニッケル地金60千トン、コバルト地金5.6千トンが計画通り実現すれば、世界有数の大規模ニッケル・コバルト鉱山となります。

本プロジェクトに対し、住友商事株式会社が行った出資の一部である254百万米ドルについて、NEXIは海外投資保険に特約を付すことにより、資源エネルギー総



合保険の引受を行いました。

本プロジェクトは海外における本邦企業初の大規模ニッケル地金一貫生産事業であると同時に、本プロジェクトへの支援により生産されるニッケル地金の一部は日本向けに輸出されることが見込まれ、本邦へのニッケルの安定供給に貢献することが期待されます。

保険契約締結 2010年2月

アルジェリア

Gassi Touil プロジェクト

アルジェリアのGassi Touil地区において、複数の生産井から産出される日量1,200万立方メートルの天然ガスを収集・分離する設備を建設するプロジェクトが行われることになりました。分離されたセールスガス・LPG・コンデンセートを近隣の既設パイプラインに送るためのパイプラインも併せて建設されます。

この事業は、同国におけるガス産出量増加を目的とするもので、この設備により産出される製品は、沿岸部まで輸送された後、LNGなどとして輸出、もしくはアルジェリア国内で発電用として使用される予定であり、同国の産業発展および外貨獲得に貢献するものです。

本プロジェクトを、日揮株式会社が日揮アルジェリア法人であるJGCアルジェリアとのコンソーシアムによりアルジェリア国営炭化水素公社であるSONATRACH社から受注し、それに対して、NEXIは貿易一般保険の引受を行いました。

本プロジェクトの引受は、日・アルジェリアの更なる



経済関係の強化につながるものであると言えます。

保険契約締結 2009年12月

再保険プロジェクト

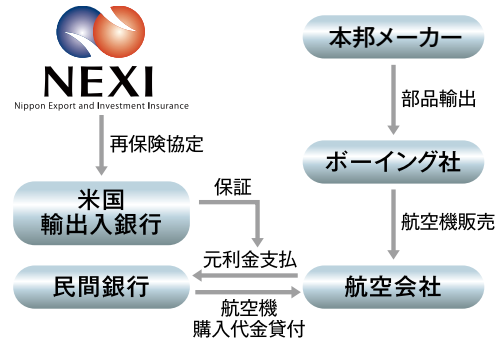
米国輸出入銀行との再保険

エティハド航空向け ボーイング機輸出プロジェクト

NEXIは、米国の輸出信用機関（ECA）である米国輸出入銀行との間で締結した再保険協定に基づき、エティハド航空（UAE／アブダビ）向けのボーイング777型機をはじめとするボーイング航空機の輸出案件の再保険の引受を行いました。エティハド航空は2003年に設立されたUAEのナショナルフラッグキャリアであり、2010年3月にアブダビ－成田線を就航させる等、近年成長著しいエアラインです。

本邦企業はボーイング777型機等の機体開発・製造に参画し、エンジン部品等も納入するなど、その製造に深く関与しており、航空機国際共同プロジェクトにおいて重要な役割を担っています。

これまでも、NEXIはTAM航空（ブラジル）やエアインディア（インド）等の世界を代表するエアライン向けのボーイング航空機の輸出について支援を行っており、NEXIによるボーイング航空機向け再保険引受は本邦航空関連産業の国際競争力を強化するものです。NEXIは、今後も本邦企業が参画する国際共同プロジェクトを支援してまいります。



写真提供:ボーイング社



ロシア／クポール鉱山プロジェクト

NEXI（当時、通商産業省貿易保険課）は、1999年4月に世界銀行グループのMIGA（多数国間投資保証機関）との間に相互協力協定を締結して以来、共同保険や再保険、情報交換を通じて海外直接投資の振興にMIGAとの協力のもと努めてまいりました。

本相互協力協定による第1号案件として、2009年7月、NEXIはMIGAが支援を行っているロシアのクポール鉱山プロジェクトにつき、再保険（受再）の引受を行いました。

クポール鉱山は、ロシア極東Chukotka自治区に位置し、カナダの鉱山会社が金・銀鉱山の開発・運営を行っています。本プロジェクトに対し、MIGAはロシアのカントリーリスク（送金規制、収用、戦争・紛争）について投資保証を行っています。MIGAの要請により、NEXIは、海外投資保険によりMIGA保証額の一部の引受を行いました。

NEXIの再保険引受により、MIGAのロシア向けカントリーエクスポージャーが軽減され、日本を含むMIGA加盟国（世界175カ国）のロシアにおける投融資案件について、MIGAの新たな引受余地が拡大することになります。これは、世界的な金融危機下においては特に意義深いことと言えます。

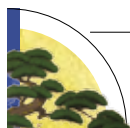
さらに、本プロジェクトでは融資組成に本邦民間銀行が関与しており、また、本邦商社が鉱物資源の引取り契約を結んでいることから、我が国への資源供給確保に貢献することが期待されます。



MIGA Multilateral Investment Guarantee Agency 多数国間投資保証機関

MIGAは、1988年4月に世界銀行グループの一機関として設立され、MIGA加盟国の投資家が途上国に投資を行う際の非商業リスク（収容、通貨の兌換停止・送金制限、戦争や内乱、契約不履行など）の保証により、途上国に対する外国直接投資を促進することを目的としています。
本部はワシントンDC。





2009年度決算報告

1 2009年度決算について

NEXIは、2009年度（第9期）の財務諸表等を経済産業大臣に提出し、2010年7月26日に承認を得ております。

■ 決算の概要

2005年度から2009年度の決算概要の推移は、下表のとおりです。

(単位：百万円)

項目	第5期 (2005年度)	第6期 (2006年度)	第7期 (2007年度)	第8期 (2008年度)	第9期 (2009年度)
経常損益の部	4,041	5,439	1,273	1,899	5,724
経常収益	11,585	12,520	12,706	13,306	17,286
（保険引受収益）	9,671	9,189	9,616	10,051	12,504
（参考）元受収入保険料	(40,088)	(37,178)	(34,644)	(36,816)	(39,606)
正味収入保険料	9,586	9,187	9,615	10,051	10,784
支払備金戻入	83	—	—	—	1,713
（資産運用収益）	1,179	2,701	2,978	3,153	4,409
（為替差益）	720	614	—	—	198
経常費用	7,544	7,081	11,433	11,408	11,562
（保険引受費用）	2,063	575	1,136	3,774	4,431
（参考）支払保険金	(3,680)	(2,431)	(3,800)	(17,159)	(10,441)
正味支払保険金	74	62	103	1,582	976
支払備金繰入	—	37	511	2,198	—
責任準備金繰入	2,008	510	625	912	3,012
（為替差損）	—	—	2,236	77	—
（事業費・一般管理費）	5,476	6,405	7,985	7,543	7,116
特別損益の部	52,501	18,953	△ 84,981	△ 3,360	11,009
当期損益	56,542	24,392	△ 83,709	△ 1,461	16,733
総資産	398,588	377,995	302,164	305,703	315,683
純資産	326,131	350,522	266,814	265,359	282,092

(注) 特別損益の部においては、国からの被出資財産に係る評価損益等を計上しております。

■ 損益の状況

我が国の輸出が2年連続減少しており輸出関連の保険料収入が減少したものの海外日系企業の運転資金支援の保険引受が急増したことから、正味収入保険料は前期比7.3%増の10,784百万円を計上しました。また、正味支払保険金は、信用危険事故が増加しましたがキューバの非常危険事故の保険金支払が一段落したことから、前期比△38.3%の976百万円を計上しました。また、資産運用収益の増加や事業費・一般管理費の減少により、当期は5,724百万円の経常利益を計上しました。

特別損益の部において、被出資債権の利息収入及び評価を計上しておりますが、イラク及びインドネシア等債権の市場評価額の上昇により11,009百万円の利益を計上しました。

以上により、当期は、16,733百万円の利益を計上しました。

2 財務諸表

貸借対照表 [2010年3月31日現在]

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	9,373	支払備金	1,124
有価証券	261,301	責任準備金	17,108
保険代位債権等	238,526	再保険借	11,859
未収収益	1,206	預り金	35
未収保険料	4,808	前受保険料	2,436
再保険貸	607	未払金	248
建物 (注2)	148	賞与引当金	127
器具備品 (注4)	271	退職手当引当金	241
未収金	171	その他の負債	413
預託金	489	負債の部 合計	33,591
ソフトウェア	1,433	(純資産の部)	
その他の資産	1,221	資本金	
貸倒引当金	△ 203,872	政府出資金	104,352
		資本剰余金 (注5)	140,658
		利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	20,349
		当期末処分利益	16,733
		(うち当期総利益)	(16,733)
		利益剰余金合計	37,082
		純資産の部 合計	282,092
資産の部合計	315,683	負債及び純資産の部合計	315,683

(注1) 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 建物の減価償却累計額は160百万円。

(注3) 車両の減価償却累計額は8百万円。

(注4) 器具備品の減価償却累計額は490百万円。

(注5) 資本剰余金の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

保険代位債権等評価差額金	45,386
うちリスケ債権等評価差額	49,225
うち信用事故債権等評価差額	△ 3,838
資産計上評価差額	95,271
(差引)	140,658

▼ 損益計算書 [2009年4月1日から2010年3月31日まで]

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経常損益の部	経常収益	17,286
	保険引受収益	12,504
	正味収入保険料(注2)	10,784
	支払備金戻入額	1,713
	保険代位債権等利息収入	8
	資産運用収益	4,409
	受取利息	7
	有価証券利息	4,064
	有価証券売却益	338
	為替差益	198
	その他	175
	その他の経常収益	175
	経常費用	11,562
	保険引受費用	4,431
	正味支払保険金(注3)	976
	保険金回収見込額等(注4)	443
	責任準備金繰入額	3,012
	事業費及び一般管理費	7,116
	その他	15
支払利息	0	
その他の経常費用	15	
	経常利益	5,724
特別損益の部	特別利益	11,580
	被出資債権等に関する利益(注5)	4,774
	被出資債権等に関する貸倒引当金戻入額	6,806
	特別損失	571
	被出資債権等に関する損失(注5)	571
	当期総利益	16,733

(注1) 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 正味収入保険料の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)	
元受収入保険料	39,606
出再保険料返戻金	745
受再収入保険料	597
出再保険料	△ 30,165
(差引)	10,784

(注3) 正味支払保険料の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)	
支払保険金	10,441
回収再保険金	△ 9,466
(差引)	976

(注4) 保険金回収見込額等の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)	
(1) 債務繰延協定締結に伴う保険代位債権等の資産計上及び評価	
① 非常事故代位債権の計上額	△ 249
② 支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額	266
③ 貸倒引当金繰入額	238
(2) 信用事故の保険金支払に伴う保険代位債権の資産計上及び評価	
① 信用事故代位債権の計上額	△ 719
② 支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額	479
③ 貸倒損失額	0
④ 貸倒引当金繰入額	429
計	443

(注5) 被出資財産に係る損益の計算は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年3月29日経済産業省令第104号)」附則第2条の規定に基づき、特別利益及び特別損失に計上しております。

(1) 被出資債権等に関する利益の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)	
被出資債権利息収入	4,773
償却済債権取立益	1
計	4,774

(2) 被出資債権等に関する損失の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)	
貸倒損失	0
被出資債権等為替差損	571
その他特別損失	1
計	571

■ キャッシュ・フロー計算書 [2009年4月1日から2010年3月31日まで]

(単位：百万円)

I. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険料収入	38,176
出再保険料の支出	△ 26,051
保険金の支払	△ 10,445
出再保険金の収入	10,454
保険代位債権等の回収による収入	11,976
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△ 8,456
国代位債権の回収による収入	9,224
国代位債権に係る回収金の配分による支出	△ 21,067
人件費支出	△ 1,603
その他業務費支出	△ 3,859
その他	207
小 計	△ 1,442
利息の受取額	6,239
利息の支払額	△ 0
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,796
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 94,618
有価証券の償還・売却による収入	56,182
固定資産の取得による支出	△ 1,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,798
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンスリースによる支払額	△ 3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3
IV. 資金に係る換算差額	186
V. 資金減少額	△ 34,819
VI. 資金期首残高	44,192
VII. 資金期末残高	9,373

(注1) 金額は百万円単位で表示しております。

(注2) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

(単位：百万円)

現金及び預金	9,373
資金期末残高	合計9,373

注 記 (抜粋)

I. 重要な会計方針

(注)重要な会計方針の変更がないため、省略いたします。

II. 金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当法人は、貿易保険事業を実施しており、保険金支払により取得した保険代位債権の回収金を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

①カントリーリスクの管理

当法人は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルユニオン（国際輸出信用保険機構）、OECD等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。また、既保険契約締結案件については、モニタリング推進委員会によりフォローアップし、リスク管理を行っております。

②信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③市場リスクの管理

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、資金運用会議において資金運用方針等の審議及び運用状況を把握することにより管理しております。また、債券市場の動向及び流動性のリスクに関しては、資金運用会議の事務局である経理グループがモニタリングしております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,373	9,373	-
(2)有価証券			
満期保有目的の有価証券	261,301	266,158	4,858
(3)保険代位債権等			
保険代位債権等	238,526		
貸倒引当金(※)	△203,872		
(差引)	34,654	34,654	-
資産計	305,328	310,185	4,858
(4)再保険借	11,859	11,859	-
負債計	11,859	11,859	-

(※)保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

●取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券（独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の区分による。）において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債地方債等	177,971	183,328	5,357
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債地方債等	83,330	82,831	△500
合計		261,301	266,158	4,858

● 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、15,429百万円であり、売却益の合計額は、338百万円です。

なお、上記の売却は、金利情勢の変化に対応してより運用利回りの高い債券に切り換えることを目的として、前中期目標期間以前に取得した債券を売却したものであるため、独立行政法人会計基準注解(注23)の(2)前段の規定に従い、保有目的を変更せず引き続き満期保有目的の有価証券に分類しております。

(3)保険代位債権等

保険代位債権等については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27第2号)に従い、次のとおり、貸倒引当金を計上しております。

① 非常事故代位債権については、債務国の返済状況により、国際金融市場による評価を基準に定めた引当率又は規定された一定の引当率により貸倒引当金を計上しております。

② 信用事故代位債権については、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額を、それ以外のものについては、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しております。

保険代位債権等の時価は、決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

(4)再保険借

再保険借については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超20年以内	20年超	未定(※)
有価証券							
満期保有目的の債券	10,000	20,000	27,500	68,000	135,500	-	-
保険代位債権等	10,965	7,447	20,172	44,607	63,542	437	91,356
合計	20,965	27,447	47,672	112,607	199,042	437	91,356

(※)保険代位債権等において債務国の返済が遅延している債権額は未定欄に表示しております。

III. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

IV. 重要な後発事象

該当事項はありません。

V.固有の表示科目の内容

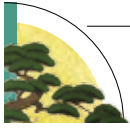
1.貸借対照表

勘定科目	内 容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び保険代位債権発生見込額(支払備金の計上に伴い計上。)を計上しております。 なお、非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権(以下「非常事故代位債権」という。)は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき、対外債務を履行することができなくなった債務国と日本政府の間で結ばれた債務繰延協定の締結時に資産計上しております。
未収収益	定期預金、有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収額を計上しております。
再保険貸	再保険金等の国からの未収額を計上しております。
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を計上しております。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、計上しております。
再保険借	再保険料等の国への未払額を計上しております。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上しております。
資本剰余金	政府より出資を受けた保険代位債権等の評価差額金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)附則第2条の規定に基づき、以下のとおり会計処理を行っております。 ○保険代位債権等評価差額金 保険代位債権等(未収収益に係るものを除く)の評価差額金を資本剰余金に計上しております。(第2期から第4期までの会計年度に適用。) ○資産計上評価差額 政府より出資を受けた保険代位債権等のうち資産計上により初めて評価したときは、その評価額を資本剰余金に計上しております。(第5期会計年度から適用。)

2.損益計算書

勘定科目	内 容
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上しております。 なお、収入保険料には、海外の貿易保険機関からの保険料収入を含みます。
支払備金戻入額	支払備金の当期戻入額を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上しております。 なお、支払保険金には、海外の貿易保険機関への保険金支払を含みます。
保険金回収見込額等	保険金支払いに伴い取得する保険代位債権に関する評価損益等を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
特別利益特別損失	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る利息収入及び前期との評価差額を計上しております。

VI.その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
該当事項はありません。



第三期中期計画

NEXIは、2009年度から2011年度までを第三期として第三期中期計画を定め、これに基づいて様々な施策を実施してまいります。その概要をご紹介します。



1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 【商品性の改善】

我が国企業の国際競争力確保の観点から、お客様のご要望や通商・産業政策上の要請を積極的に汲み取り、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供していくため、現行保険商品の使い勝手の向上や新商品開発など、商品の改善・開発に努めます。

2 【サービスの向上】

常にお客様の視点に立って、お客様の負担軽減や意思決定・業務処理の迅速化等を通じたサービスの改善・向上に努力します。また、業務運営の透明化、コンプライアンスの徹底等により、お客様との信頼関係の構築に努めます。

3 【お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備】

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させることで、お客様のニーズを的確に把握して保険商品に反映させます。また、リスク管理手法の一層の精緻化や、職員の専門能力向上等により、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めます。

4 【重点的政策分野への戦略化・重点化】

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、資源・エネルギーの安定供給確保、環境社会構築、中堅・中小企業の国際展開等の政策課題の達成に率先して取り組み、当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

5 【民間保険会社による参入の円滑化】

お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に引き続き取り組み、民間保険会社による参入の円滑化のための環境整備に努めます。

2 業務運営の効率化に関する事項

1 【業務運営の効率化】

費用の支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めます。

- 業務プロセス合理化等により一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置を必要に応じ見直します。また、人件費を含むすべての費用の効率化を図ります。業務費を、第二期中期目標期間で達成した水準以下とします。
- 2010年度において、2005年度と比較して5%以上の人員を削減します。また、給与水準の適正化に取り組みます。
- 契約について、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施します。
- 事務および事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、業務運営の効率化を図ります。

2 【システムの効率的な開発および円滑な運用】

現行システムの保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、サービスの向上や、業務運営の効率化・迅速化を実現します。また、保守費用が旧システムの保守費用を下回るよう努めます。

3 財務内容の改善に関する事項

1 【財務基盤の充実】

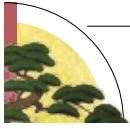
お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくために、業務運営の効率化、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制、および保険事故債権の適切な管理・回収の強化に努め、健全な財務内容を維持します。

2 【債権管理・回収の強化】

債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携等を行い、回収能力を強化します。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

4 高い専門性を持った人材の育成

職員に対する研修制度の充実、職員の専門性の育成に配慮した人事制度の効率的運用等により、職員の専門性をより高度なものとしします。



お客様憲章

I 基本精神

- (1) NEXIの使命は、お客様が安心して海外ビジネスができるように、リスクを軽減する機能を果たしお手伝いすることにあります。このため、常にお客様の立場になって、お客様のニーズに的確に対応し、効率的で質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上とお客様との強い信頼関係の構築を目指していきます。
- (2) NEXIは、お客様中心主義にたち、
- ①サービスを向上させます。
 - ②大きな安心を提供します。
 - ③業務を効率化します。
 - ④経営を透明にします。

II お客様への約束

NEXIは、お約束いたします。

- (1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。
- (2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。
- (3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。
- (4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。
- (5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。
- (6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

- (1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。
 - ①お客様が輸出、海外投資、海外貸付などを行う上でリスクを感じたら、ホームページ (<http://www.nexi.go.jp>) の保険商品の概要をご覧ください。
 - ②お客様に保険商品を知っていただき、対外取引にご利用いただくため、NEXIのスタッフをお客様のオフィスに派遣して、判りやすい保険商品の紹介も行っております。お気軽にお申し付けください。
- (2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。お客様が輸出や海外投資などの対外取引をお考えでしたら、まずNEXIのスタッフにご相談ください。対外取引から生じるリスクの軽減が図れるよう、案件に相応しい保険商品を提案し、案件形成の初期段階から保険相談に応じます。
- (3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。
 - ①保険商品についての一般的なご質問やご関心には、スピーディーに対応いたします。お客様相談室又は担当グループにご連絡ください。
 - ②保険料の試算については、ホームページ上の保険料計算シミュレーションがご利用いただけます。

個別案件の保険料については、お客様が計画している取引の条件をお示しいただければ、担当グループが、基本的には即日、遅くとも翌営業日以内に（但し、中長期のNON-L/G案件については5営業日以内）にご回答いたします。

期限内に回答することが難しい場合、担当グループは、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

- ③お客様から提出いただいた内諾申請書や保険申込書など（環境関係を除く）の書類に、万一、形式的な不備がある場合には、お預かりしてから遅くとも5営業日以内に担当グループからお客様にご連絡いたします。

- ④具体的な案件に係る貿易保険の制度面のご質問については、担当グループ又はお客様相談室にご相談ください。遅くとも5営業日以内にご回答いたします。

期限内に回答することが難しい場合、担当グループ又はお客様相談室は、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

- (4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。

- ①審査などに時間のかかる場合もありますので、お客様には、時間に余裕を持って、ご相談して頂きますようお願いいたします。輸出契約等の進捗などから、早期対応が必要となった場合、担当グループに個別にご相談ください。

- ②お客様のご要望やビジネスニーズに合わせて対応することを心がけ、期限を守るように努力をいたします。期限内の対応が難しい場合、担当グループは、お客様に対して、対応の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。

- (5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。

- ①保険約款、手続細則、運用基準又は特約書等（以下、「約款等」といいます。）に定められた各種の通知義務や損失防止軽減義務等が着実に実行され、約款等に定められた保険金請求に必要な書類のご提出が定められた期間内になされた場合には、約款等に照らして内容を査定し、支払保険金額を確定し、規定されている期間内（ご請求から2月以内、但し、調査のため特に時日を必要とする場合はこの限りではありません。）にお支払いいたします。

- ②お客様からご提出された保険金請求書及び添付書類に、万一、約款等に照らして書類に不足がある場合、お預かりしてから遅くとも3営業日以内にお客様にご連絡いたします。

- ③常に、約款等で規定されている期間内に保険金をお支払いすることを目指しておりますので、約款等で定められた査定に必要な書類の早期提出や義務の履行など、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

- ①お客様から権利行使の委任を受けた債権について回収した金額があったときは、約款等に従って回収金の配分業務を迅速に行います。
- ②パクリクラブその他のリスケジュールに基づく回収金の配分は、原則として、NEXIの口座において、回収金の全額入金を確認できた日の翌営業日までに送金処理の手続をいたします。

お客様窓口について

- (1) NEXIではお客様中心主義にたち、お客様への対応の強化を図るため、「お客様相談室」を設置しております。
- (2) お客様相談室は、お客様からのあらゆるご相談について、お客様の立場にたってお手伝いする窓口です。貿易保険についてのご意見・ご要望、各種お問い合わせ、また、NEXIへのご意見・苦情などございましたら、何なりとご相談下さい。速やかに対応することをお約束致します。

- 貿易保険ご利用にあたっての担当グループにつきましては、ホームページをご覧ください。

本店 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-672-094
 ダイヤルイン 03-3512-7712
 FAX 03-3512-7687
 E-mail info@nexi.go.jp

大阪支店 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-649-818
 ダイヤルイン 06-6233-4019
 FAX 06-6233-4001

http://www.nexi.go.jp/service/sv/index_ss_frame.html

Ⅲ 情報などの開示

NEXIは、ホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)や年次報告書で、関連情報の開示を積極的に行います。

(1) ホームページには、お客様のお役に立てる貿易保険に関する多くの情報を掲載しております。ご利用ください。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 最近の動き（制度・引受方針の変更、最新の主な引受プロジェクト概要）
- ② 保険商品の概要（パンフレット等）
- ③ 貿易保険規程集（全保険商品の約款等）
- ④ 引受方針
- ⑤ 国別カテゴリー
- ⑥ 保険料計算のシミュレーション
- ⑦ 申込み手続
- ⑧ 保険事故発生からの手続
- ⑨ 保険金支払い事例
- ⑩ 約款・手続細則・申請様式のダウンロードサービス
- ⑪ WEB サービス

(2) 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準をホームページからご覧になることができます。

ホームページの以下のアドレスをご覧ください。

http://www.nexi.go.jp/service/sv_j-koukai/pdf/yakuin.pdf

本件は、本店人事グループ(TEL:03-3512-7656)へお問い合わせ下さい。

(3) 年次報告書(和文、英文)では、貿易保険の営業実績報告や決算報告などがご覧いただけます。

NEXIのPRパンフレット「事業・組織のご案内」や各保険商品パンフレットもご用意しております。

ご購入のお客様は、本店広報・海外グループ(TEL:03-3512-7655)又はお客様相談室までご連絡ください。

※ 部数に限りがあり、お客様のご希望にお応え出来ない場合もあります。

(4) ホームページや年次報告書など広報全般についてのご意見・ご質問は、本店広報・海外グループ(TEL:03-3512-7655)がお受けしています。

Ⅳ ご不満・お困り事などへの対応

NEXIは、絶えずお客様の満足度の向上を心がけております。また、万一、お客様が手続などでお困りの場合やサービスなどへのご不満などについても、お客様の立場にたち、誠意をもって迅速に対応いたします。

(1) お困りの事がある場合には、直ちに処理いたします。

お客様が手続などで何かお困りの事がある場合には、担当グループに対して、どのような事にお困りなのか、どのような対応をお求めなのか率直にご説明ください。担当グループが、直ちに内容を確認し、迅速に処理にあたります。

(2) サービスや個別案件の処理などにご不満がある場合、お客様相談室にご連絡ください。

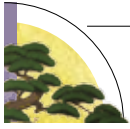
① NEXIのサービスにご不満等がありましたら、お客様相談室に文書やメールで、ご不満の内容などについてご説明ください。

お客様相談室が、その内容や対応について検討し、誠意をもって、その結果をご回答いたします。その際、直ちに対応が難しい場合は、その理由や今後の対応についてご回答いたします。

② 個別案件の処理内容にご不満がある場合、お客様相談室に文書やメールで、処理内容のご不満の点などについてご説明ください。

お客様相談室が、お客様からご指摘のある処理内容について、その処理に至った根拠等を再度慎重に精査・検討し、早期に結果をご連絡いたします。早期に連絡することが難しい場合、お客様相談室は、お客様に対して、連絡が遅れている理由、連絡の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。





法人概要



左より 加藤 文彦(理事)、鈴木 隆史(理事長)、大林 直樹(理事)



西川 茂樹(監事)



今井 敬(監事)

役員

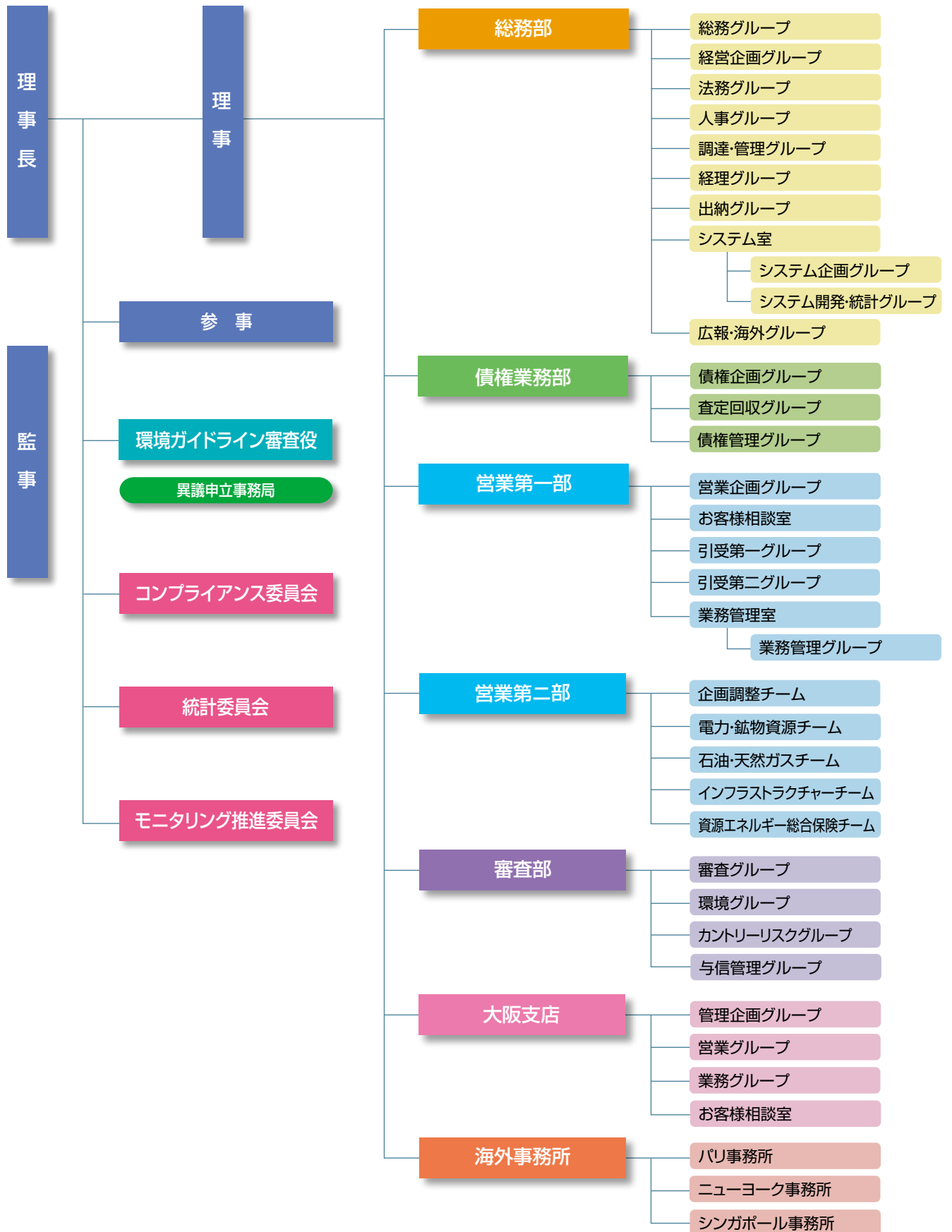
理事長	鈴木 隆史
理事	大林 直樹
理事	加藤 文彦
監事(常勤)	西川 茂樹
監事(非常勤)	今井 敬

名 称	独立行政法人 日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance "NEXI")
設立年月日	2001年 4月 1日
設立根拠法	独立行政法人通則法、貿易保険法
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。
主 務 大 臣	経済産業大臣
資 本 金 額	1,043億 5,232万 4,369円(全額政府出資)(前期比増減なし)
役 職 員 数	156名(2010年3月31日時点)



業務の範囲	<p>一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。</p> <p>二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。</p> <p>四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。</p>
沿革	<p>1999年 7月 独立行政法人通則法成立</p> <p>1999年 12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立</p> <p>2001年 4月 設立</p> <p>[参考] 1950年 3月 貿易保険法成立。以降、貿易保険事業は2001年 3月末まで経済産業省(旧通商産業省)にて運営。</p>
本店	<p>〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階 Tel.03-3512-7650 Fax.03-3512-7660</p>
国内支店	<p>大阪支店 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 Tel.06-6233-4019 Fax.06-6233-4001</p>
海外事務所	<p>パリ、ニューヨーク、シンガポール（42ページ参照）</p>
取扱商品	<p>貿易一般保険／貿易代金貸付保険／限度額設定型貿易保険／中小企業輸出代金保険 知的財産権等ライセンス保険／海外事業資金貸付保険／海外投資保険／輸出手形保険 前払輸入保険／資源エネルギー総合保険／地球環境保険／簡易通知型包括保険／他</p>
URL	<p>http://www.nexi.go.jp</p>

■ NEXI の組織図 (2010年7月現在)

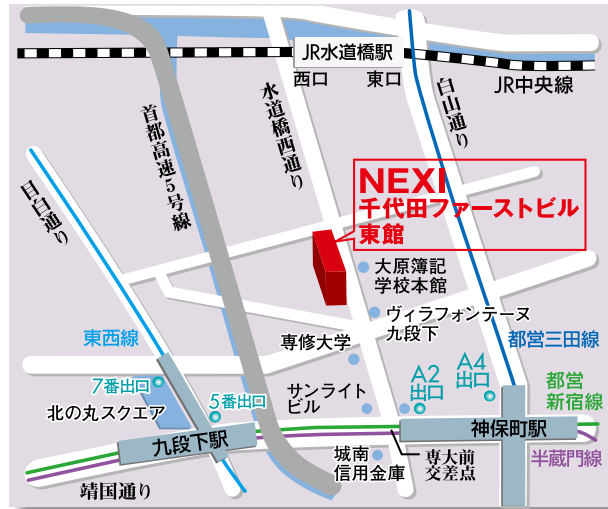


■ 事務所所在地

国内事務所



本店
〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館3階
Tel. 03-3512-7650 Fax. 03-3512-7660



■交通：

神保町駅 A2 番出口から徒歩5分 / 九段下駅 7番出口から徒歩7分 / JR水道橋駅 西口から徒歩5分

大阪支店
〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
Tel. 06-6233-4019 Fax. 06-6233-4001



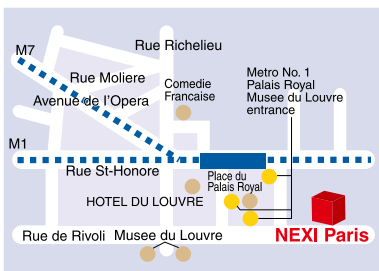
■交通：

淀屋橋駅 1 番出口から徒歩1分

海外事務所

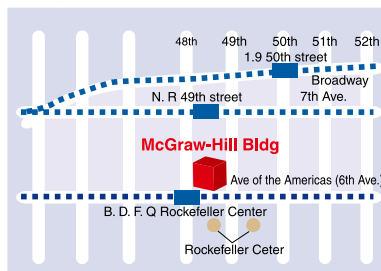
パリ事務所
c/o JETRO 166, rue de Rivoli,
75001 Paris France
Tel . 33- (0) 1-4261-5879
Fax. 33- (0) 1-4261-5049

NEXI, Paris



ニューヨーク事務所
c/o JETRO 1221 Avenue of the
Americas, 42 Fl, McGraw-Hill Bldg.
New York N. Y. 10020 USA
Tel . 1-212-819-7769
Fax. 1-212-819-7796

NEXI, New York



シンガポール事務所
c/o JETRO 16 Raffles Quay #38-05,
Hong Leong Bldg.
Singapore 048581
Tel . 65-6429-9582
Fax. 65-6220-7242

NEXI, Singapore





NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

独立行政法人 日本貿易保険

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館3階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660
<http://www.nexi.go.jp>

【お問い合わせ】

日本貿易保険 総務部 広報・海外グループ
TEL.03-3512-7655 FAX.03-3512-7660
E-mail : info@nexi.go.jp